

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和 3 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 3 年 11 月 12 日付松監第 43 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 学習施設課	所管課等長氏名 栗原 英弥
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(5) 小学校、中学校</b></p> <p>・ <b>校内出入口の安全確保について</b> 校内への出入口において解放されている箇所があり、職員室からも見通しが悪く、外部からの侵入者を確認できない状況となっていることが見受けられた。学校敷地内への不審者侵入等の事故を防止するためにも、早急に施錠により管理できる設備の整備等を図りたい。 [伊台小学校]</p> <p>・ <b>工作物及び機器等の安全点検について</b> 学校における事故防止については、令和 3 年 5 月 25 日付け 3 施企第 4 号文部科学省等からの通知「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について (依頼)」において、点検の対象外となっているものがないか確認し、不足している項目を安全点検表 (以下「点検表」という。) に追加することとされているが、確認された工作物が点検表に追加されていない状況が見受けられた。倒壊や落下等による重大な事故の未然防止のため、把握漏れのない点検表の作成に努め、継続的かつ計画的に安全性の確認を行われたい。 [伊台小学校]</p> <p><b>むすび</b> <b>学校の安全管理について</b> 本年 4 月、他県において防球ネット支柱倒壊による児童の死傷事故が発生し、同月、別の県で体育館内のバスケットゴールが落下し生徒が負傷するなど、校舎等内外の事故が相次いだ。学校において、児童生徒等が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠である。 しかしながら、本市においても今回監査対</p>	<p><b>(5) 小学校、中学校</b></p> <p>・ <b>校内出入口の安全確保について</b> 学校の門扉等は学校敷地内に設置する必要があることから、学校敷地と隣接地との境界確認協議を実施しました。 設置場所は借地 (民有地) であるため、土地所有者の承諾を得て、令和 4 年 4 月に門扉等を設置しました。</p> <p>・ <b>工作物及び機器等の安全点検について</b> 令和 4 年 8 月の非構造部材の耐震点検の実施依頼に併せて、工作物及び機器等の安全点検について、当課から全小中学校に再度周知し、漏れなく点検を行うよう注意喚起した上で、各学校で安全点検を実施しました。 今後も学校と教育委員会とが連携し、定期的かつ継続的に点検を行い、児童生徒の安全の確保に努めてまいります。</p>

象の小中学校で、外部からの侵入に対する危惧や、安全点検への課題が見られた。学校における事故防止のためには、点検すべき対象を把握し、児童生徒等の目線や多様な行動等も考慮して安全点検を行うことが重要である。本市管理下における小中学校の安全点検等の状況について今一度確認し、学校の安全管理の徹底に努められたい。